



9/30人事院勧告が濃厚となる

現給保障廃止は2年間で段階的に実施 月例賃金官民格差はマイナスか

9/22、公務員連絡会の吉澤事務局長ほか各産別書記長クラス交渉委員は人事院給与局長と交渉を持ち、本年の人事院勧告及びその取り扱いについて人事院の考え方をただすとともに、その内容について示すよう求めました。

9/22交渉により見えてきた2011人勧の概要

①月例賃金官民格差について

昨年(平均0.19%)を上回るマイナスとなる見込みであり、特に民間を上回る水準が高い50歳台職員が在職する号俸に重点をおいて俸給表を引き下げる

⇒少なくとも「驚くような」マイナスとはならない見込み

②一時金(ボーナス)について

震災の影響で東北3県の民間データがないことをどう捉えるべきか、過去の調査結果等を勘案しながら最終的な結論を出す

⇒(公)恣意的な判断をするつもりではないのか ⇒(人)そのようなことはしない

③50歳台職員を主とした現給保障措置廃止

2012年4月から5割(1万円上限)を削減することとし、2013年4月に残りの額を削減することをもって廃止することとしたい。

⇒(公)現給保障は給与構造改革(地域給)の際の約束事であり、廃止は地方公務員への影響も非常に大きい。廃止しても50歳台職員給与の官民格差問題が解決できないのであれば、昨年の56歳以上△1.5%も全て撤回し議論をやり直すべきだ

⇒(人)現給保障を実施する際に期限を設けなかったことが、民間との格差要因となっている。定年延長を円滑に実施するためにも整理をしていきたい

④定年延長について

60歳超職員について、「月例賃金：60歳前の73%、一時金：年3.00月、年収ベースで60歳前の70%」として勧告内容に盛り込む考えである

交渉の最後で公務員連絡会は労使合意事項である国公7.8%削減に関し、「労働基本権が制約されているから人事院勧告という代償機能がある。代償が機能しないのであれば労使で決めていく以外にない。東日本大震災等厳しい環境を我々は認識しているが、一方で人事院はどうしていくのか」という問いに、「法律上の使命を果たすことが我々の役割であり、

行った勧告の完全実施を求める」という旧態依然の姿勢に終始しました。

9/28には公務員連絡会各産別委員長クラスと人事院総裁との交渉が予定されていることから、勧告日は9/30が濃厚となっています。複雑な情勢での賃金確定闘争となりますが、各単組とも10/13予定の道本部賃金担当者会議に結集し、確実な情勢把握を行うようお願いいたします。